

情報倶楽部

30年 1月

No. 262

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 年の途中で退職したパート社員の年末調整

Q. 11月で退職したパート社員がいますが12月に支給する給与で年末調整しても問題ありませんか？

A. その年に再就職する見込みがない場合は、問題ありません。

年末調整は、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(所得税等)と、本来、納めるべき所得税等との差額を精算するものです。

この年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を年末調整を行う日までに提出している一定の人ですが、12月に年末調整をする場合と年の途中で年末調整をする場合とで違ってきます。

年の中途で行う年末調整の対象となる人は次の人です。

- ①海外支店等に転勤したことにより非居住者となった人
- ②死亡によって退職した人
- ③著しい心身の障害のために退職した人(退職した後に再就職をし給与を受け取る見込みのある人は除きます)
- ④12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人
- ⑤いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後その年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのある人は除きます)

したがって、⑤に該当しますので、再就職しない場合は年末調整して問題ありません。

★ 1月支給の12月分給与と年末調整

Q. 当社は、月末締め翌月10日に給与を支給しています。1月に支給する12月分の給与は年末調整ではどうしたらいいのですか？

A. 今年の年末調整の対象にはなりません。

年末調整は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額について行うこととなっています。

支払うべきことが確定した給与とは、給与所得者からすると収入金額の収入すべき時期が確定した給与のことをいい、この収入金額の収入すべき時期とは、次のようにされています。

①契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等(次の②に掲げるものを除く)についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日

②役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるものについては、その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日

したがって、来年に支給される給与については、今年の年末調整の対象にはなりません。

★ 海外に居住している親族の扶養控除

Q. 両親が海外に居住しています。この両親を扶養控除の対象にする場合には、どうしたらいいですか？

A. 親族関係書類と送金関係書類を添付しなければなりません。

扶養控除の対象になる親族(控除対象扶養親族)は、一般的に所得者と生計を一にする親族で、その年分の合計所得金額が38万円以下である者のうち16歳以上の者をいいます。

この場合の生計を一にするとは、必ずしも同じ家屋に居住している必要はなく、勤務、修学、療養等のため別居していても、その勤務、修学、療養等の余暇に同居することを常例としている場合やこれらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は生計を一にしているものとして取り扱われています。

また、海外の両親は非居住者に該当しますので国内所得がない限り、合計所得金額が38万円以下になり、基本的に控除対象扶養親族の要件は満たすのですが、その送金が生活費として送金しているものなのかどうか分かりませんので、非居住者である親族を控除対象扶養親族にするには、①親族関係書類と②送金関係書類を年末調整の際又は確定申告の際に提示又は添付しなければならないこととなっています。

相 続 税

★ 年金と相続税

Q. 年金には、相続税の対象となるものとならないものがあるとか。どのようになっているのですか？

A. 年金受給者が亡くなった場合に、遺族が受給する年金については、次のように取り扱われます。

①国民年金や厚生年金

国民年金や厚生年金などの公的年金受給者に相続が発生したことにより遺族が受取る年金は、相続税の対象とはならず、所得税もかかりません。

②確定給付企業年金や確定拠出企業年金

確定給付企業年金や確定拠出企業年金の受給者が年金の受給中に亡くなり、遺族が残りの期間の年金を受取る場合、その年金は、その受取る受給権がみなし相続財産(契約に基づかない定期金に関する権利)となり相続税の課税対象となります。

③厚生年金基金

厚生年金基金に加入していた人が、年金受給中に亡くなり遺族が受取ることになった年金は、厚生年金と同様に相続税の対象になりません。

④生命保険会社等の個人年金

生命保険会社等の個人年金に加入していた人が無くなり、その年金の支払保証期間内に受け取る年金は、みなし相続財産(保証期間付定期金に関する権利)となり、相続税の課税対象となります。

法定調書

★ 建物を賃借した場合に支払った保証金

Q. 当社は、今年建物を賃借し、個人である家主さんに保証金を支払いました。このうち30%は返還されないものですが、この保証金について、支払調書の提出は必要ですか？

A. 不動産の使用料等に該当する不動産、不動産の上に存する権利の設定の対価には次のようなものがあります。

①土地、建物の賃借料

②地上権、地役権の設定あるいは不動産の賃借に伴って支払われるいわゆる権利金、礼金

③契約期間の満了に伴い、あるいは借地の上にある建物の増改築に伴って支払われるいわゆる更新料、承諾料

④借地権や借家権を譲受けた場合に地主や家主に支払われるいわゆる名義書換料

⑤催物の会場を賃借する場合のような一時的な賃借料、広告等のための塀や壁面等のように土地、建物の一部を使用する場合の賃借料

お尋ねの保証金は、一部返還されない金額があるとのことですが、上記②の権利金には、保証金、敷金等の名目のものであっても返還を要しない部分の金額及び月又は年の経過により返還を要しないこととなる部分の金額を含むとされています。

したがって、お尋ねの保証金は、「不動産の使用料等の支払調書」の提出対象となりますので、その返還されない保証金の30%相当額及びその年中に支払われる賃借料を支払調書の「支払金額」欄にそれぞれ記載して、提出しなければなりません。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hotei/7441.htm>